

薬生発 1012 第 4 号  
平成 29 年 10 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 110 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同省令の概要等は下記のとおりですので、貴管内市区町村及び各血液センターとも連携を図り、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨及び経緯

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 24 条第 2 項において採血が禁止されている「貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者」（以下「採血不適格者」という。）は厚生労働省令で定めるものとされている。

その採血不適格者の範囲は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 2 項及び別表第 2 で定めている。

今般、採血の実情を鑑み、施行規則の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 採血不適格者の基準に係る期間の起算日が、採血が行われた日であることを明確化する。



(2) 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年間」から「過去52週間」に改める。

3. 施行時期

平成30年4月1日

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 砂防法第二条の土地を指定する件  
(国土交通省通九〇七)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件  
(関東地方整備局二四八)
- 道路に関する件  
(北海道開発局一九一、一九二)
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇)
- 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則  
(人事院九一三〇一九二)
- 人事院規則一七一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則  
(同一七一〇一二三)
- 特定国外派遣組織を指定する件  
(総務三三八)
- 元売業者を指定した件の一部を変更した件  
(同三三九)
- 日本国に帰化を許可する件  
(法務四六七)
- 肥料の登録が失効した件  
(農林水産一五四四)
- 生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があつた件  
(同一四五五)
- 競輪振興法人的住所及び事務所の所在地変更の件  
(経済産業二三二)
- 競技実施法人の住所及び事務所の所在地変更の件  
(同一二三三)
- 小型自動車競走振興法人的住所及び事務所の所在地変更の件  
(同一三四)

| 五     | 四                                    | 三  | 二   | 一          | 九                                 | 八          | 七                                 | 六   | 五   |
|-------|--------------------------------------|--|-----|------------|-----------------------------------|------------|-----------------------------------|-----|-----|
| 会社その他 | 裁判所                                  | 官庁   | 諸事項 | 公証人任免(法務省) | 最低賃金の改正決定に関する公示<br>(沖縄労働局最低賃金公示二) | 公証人任免(法務省) | 最低賃金の改正決定に関する公示<br>(沖縄労働局最低賃金公示二) | 内閣  | 内閣府 |
|       | 相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係 | 押収物還付、会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出 | 勞 働 | 法務         |                                   |            |                                   | 金融厅 | 法務省 |
|       | 関係                                   | 裁判所  |     |            |                                   |            |                                   |     |     |

|  |  |  |  |              |              |
|--|--|--|--|--------------|--------------|
| 採血<br>四〇〇ml全血  | 二〇〇ml全血<br>一～七 (略)                                     | 採血<br>二〇〇ml全血<br>一～七 (略)                               | 採血<br>二〇〇ml全血<br>一～七 (略)                               | 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前  |
| 八<br>過去五週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 | 八<br>過去五週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 | 八<br>過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 | 八<br>過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 | 別表第一(第十四条関係) | 別表第一(第十四条関係) |
| 九〇一一 (略)   | 九〇一一 (略)   | 九〇一一 (略)   | 九〇一一 (略)   | 3   2 (略)    | 2 (略)        |

(健康診断の方法等)  
第十四条 (略)

(健康診断の方法等)  
第十四条 (略)

(新設)  
別表第一(第十四条関係)

